



北信技保第28号
北信交貨第156号
令和元年10月17日

各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長
(公印省略)

令和元年台風第19号による被害を踏まえたトラックの輸送力確保について

標記について、自動車局長より別紙（令和元年10月16日付け国自安第102号及び国自貨第62号）のとおり通達があったので了知されるとともに、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれない。



国自安第102号
国自貨第62号
令和元年10月16日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

令和元年台風第19号による被害を踏まえたトラックの輸送力確保について

令和元年台風第19号の通過により、一部の地域において、河川の氾濫等によって車両が水没する等の被害が発生したところであり、これに伴い、被災した貨物自動車運送事業者においては、被災地内における輸送力の確保に支障をきたすおそれが生じている。また、東北線の一部区間等が被害を受けて不通となっており、日本貨物鉄道株式会社においては、その不通区間における鉄道コンテナ輸送についてトラックによる代替輸送を開始しようとしているところである。

このため、水没等により車両が使用不能となった場合及び不通区間における鉄道コンテナシャーシによる代替輸送を実施する場合においては、一時的かつ緊急的な措置として、①自社営業所間の車両移動に伴う事業計画変更の手続等について事後手続（事後届出等）によることを可能とするとともに、②使用不能となった車両に代替する車両について、事前に事業計画変更届出を行うことによりレンタカーによる増車を可能とする等、貨物自動車運送事業法の柔軟な運用を含め最大限の支援を行うこととするので、了知されたい。

なお、公益社団法人全日本トラック協会に対してもこの旨周知していることを申し添える。



事務連絡
令和元年10月17日

各運輸支局
首席運輸企画専門官（輸送・監査担当） 殿

自動車交通部 貨物課長

令和元年台風第19号による被害を踏まえたトラック輸送力の確保について

標記については、令和元年10月17日付け北信技保第28号及び北信交貨第156号により通達を発出していますが、運用に関しては下記のとおり取り扱うこととされたい。

記

1. 水没した車両等の代わりに同一事業者の他の営業所から被災地の営業所に車両を移動する場合にあっては、通常、事業計画変更の事前届出となっているが、事後届出でよいものとして取り扱う。

なお、当該通達は、道路運送車両法に基づく自動車の登録手続きについて何ら特例を設けるものになっていないことから、当然のことながら、届出事由（使用の本拠の位置の変更）発生日から15日以内に、道路運送車両法に基づく変更登録の手続きを行う必要がある点にご留意いただき、その旨、指導すること。

2. 被災した営業所以外に営業所を有していない等の事情により、自社で水没した車両に代替する車両を確保することが困難な場合には、「貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自貨第90号）通達による運用に準じて、レンタカーの使用を認めることとする。

その際、届出証については、別紙様式とする。

ただし、レンタカーを使用する期間（届出期間）については、水没した車両等に代替する車両が確保できるまでの必要最低限の期間とするよう指導すること。

なお、レンタカーを使用する営業所においては、運行管理・車両管理を確実にを行うことを指導すること。

別紙様式

令和元年台風第19号による被害を踏まえた臨時車両届出証

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	
届出期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

注意事項	1. この届出証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。 2. この届出証は、届出期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。
------	---

令和 年 月 日

北陸信越運輸局 運輸支局長 印

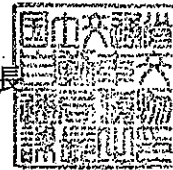
(日本工業規格A列4番)



国自貨第90号
平成15年2月14日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局貨物課長



貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて

引越シーズンにおけるレンタカー（道路運送法施行規則第52条の規定により貸渡人を自動車の使用者として貸渡しの許可を受けた自家用自動車をいう。以下同じ。）の使用についてはこれまでも認めてきたところであるが、引越に係る輸送力を確保し、利用者のニーズに的確に対応するという観点から、引続き、特に引越輸送が集中すると考えられる3月15日から4月15日までの間に限り、別紙のとおり一般貨物自動車運送事業者が引越輸送にレンタカーを使用することを認めることとしたので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、本通達は平成15年4月1日以降適用し、これに伴い、「貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて」（平成12年2月8日自貨第17号）は平成15年3月31日限りで廃止する。

貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて

- 1 使用するレンタカーについては、「貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について」（平成2年10月26日貨陸第104号）による手続きのほか、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 当該事前届出書の受理にあたっては、次の事項について確認する。
 - ① 引越輸送の用に供せられる車両であること。
 - ② 自動車車庫の確保の状況
 - ③ 乗務員の確保の状況
 - ④ 運行管理者及び整備管理者の選任状況
 - ⑤ 一般自動車損害保険（任意保険）の締結及び損害賠償能力の状況
 - (2) 当該事前届出については、増車実施予定日欄に減車予定年月日を併記することとし、これをもって減車の事前届出を省略する。
- 2 レンタカーの借受け期間は15日未満とし、かつ、借受けしようとする期間は延長しないものとする。
- 3 トラブルの防止及び利用者保護の観点から、使用するレンタカーには、別紙様式1による届出証を自動車の外部から見やすいように表示するものとする。
- 4 別紙様式1による届出証は、あらかじめ必要事項を記入したうえ、当該事前届出書に添付し提出させることとし、運輸支局長は、当該届出の受理に際して必要事項を審査のうえ、当該届出証に押印し事業者に交付するものとする。
- 5 レンタカー届出の実績については毎年度5月末日までに別紙様式2により各運輸局において実態を把握することとする。

別紙様式 1

引越輸送用車両届出証

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	
届出期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

注意事項	1. この届出証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。 2. この届出証は、届出期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。
------	---

平成 年 月 日

運輸局 運輸支局長 印

(日本工業規格A列4番)

別紙様式 2

一般貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおける
 レンタカー使用実績状況 (平成 年分)

運輸局

運輸支局名	事業者数 (者)	延車両数 (両)	延日車数 (日車)	備 考
運輸局 計				

注 備考欄については、使用実績のあった事業者名（上位5社程度）を記載するものとする。